

9.10 自然との触れ合い活動の場

9.10.1 現況調査

(1) 調査事項及びその選択理由

自然との触れ合い活動の場の現況調査の調査事項及び選択理由は、表9.10-1に示すとおりである。

表 9.10-1 調査事項及び選択理由

調査事項	選択理由
①自然との触れ合い活動の場等の状況 ②地形等の状況 ③土地利用の状況 ④法令等による基準等 ⑤東京都等の計画等の状況	事業の実施に伴い自然との触れ合い活動の場の状況、機能及び利用経路の変化が考えられることから、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

(3) 調査方法

1) 自然との触れ合い活動の場等の状況

調査は、既存資料調査及び現地調査による方法によった。

ア. 既存資料調査

調査は、既存資料を用い、計画地及びその周辺の公園等の施設の名称、位置、目的、施設別の活動内容、鉄道駅からの利用経路等を整理した。

イ. 現地調査

現地調査により、計画地及びその周辺の公園等の施設における自然との触れ合い活動の状況を確認した。

調査期間は、表9.10-2に示すとおりである。

表 9.10-2 調査期間

調査項目	調査時期	調査日	調査時間帯
自然との触れ合いの活動の場調査	秋季	平日：平成25年11月28日(木) 休日：平成25年11月30日(土)	6:30~16:30
	冬季	平日：平成26年1月24日(金) 休日：平成26年1月25日(土)	6:30~16:30
	春季	平日：平成26年6月10日(火) 休日：平成26年6月14日(土)	6:30~17:00
	夏季	平日：平成26年8月8日(金) 休日：平成26年8月9日(土)	6:30~17:00

2) 地形等の状況

調査は、「地形図」(国土地理院)、「土地条件図」(平成25年8月 国土地理院)等の既存資料の整理によった。

3) 土地利用の状況

調査は、「東京の土地利用 平成23年東京都区部」(平成25年5月 東京都都市整備局)、「新宿区用途地域等都市計画図」(平成25年11月 新宿区)等の既存資料の整理によった。

4) 法令等による基準等

調査は、都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）の法令の整理によった。

5) 東京都等の計画等の状況

調査は、「東京都市計画地区計画 神宮外苑地区計画」、「新宿区都市マスタープラン」（平成 19 年 12 月 新宿区）の計画等の整理によった。

(4) 調査結果

1) 自然との触れ合い活動の場等の状況

ア. 自然との触れ合い活動の場の状況

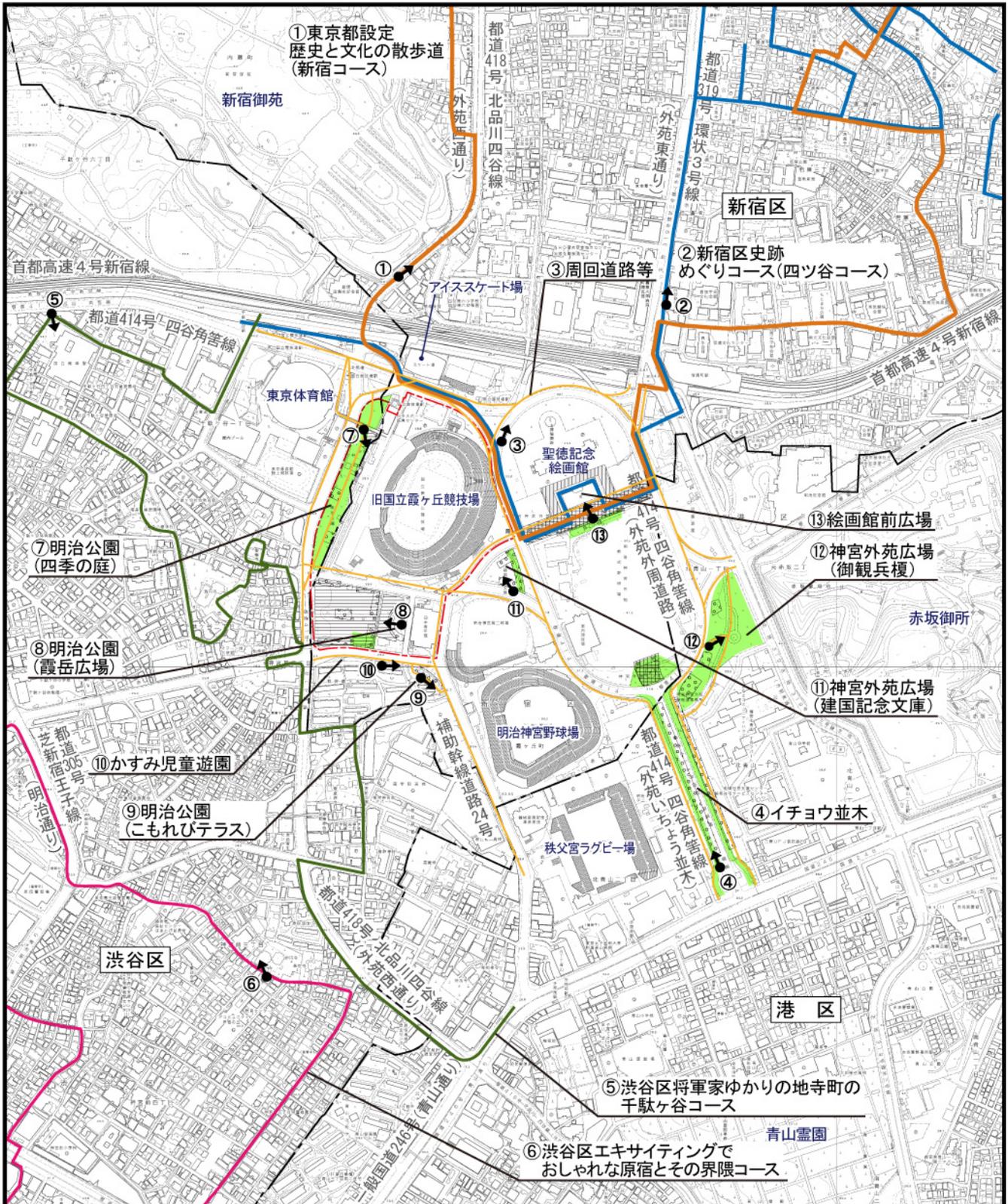
調査範囲は、明治公園や明治神宮外苑に位置しており、緑豊かな空間の中に、広場や公園が位置し、それを取り囲む歩道が整備されている。

また、神宮外苑の北側の一部は、東京都の設定する歴史と文化の散歩道、新宿区の設定する史跡めぐりコースの一部に該当しており、散策等のルートとして選定されている。

自然との触れ合い活動の場等の名称及び位置は、表 9.10-3、図 9.10-1 に、状況は、写真 9.10-1(1)及び(2)に示すとおりである。

表 9.10-3 自然との触れ合い活動の場の名称及び位置（平成 27 年 3 月時点）

区分	番号	名称	位置	目的等
遊歩道、 道路	①	東京都設定 歴史と文化の 散歩道 (新宿コース)	新宿中央公園－新宿駅－四谷大木戸 －四ツ谷駅－赤坂－ツ木 (約 9.0km)	新宿中央公園から四谷見附を 経て赤坂にいたるこのコースは、 新宿超高層散歩、内藤新宿散歩、 外苑散歩、外堀散歩の 4 つの散 歩道からなる。風景がダイナミ ックに移りかわり、都心の活気 あふれるコースである。
	②	新宿区史跡めぐり コース (四ツ谷コース)	四谷見附橋－迎賓館赤坂離宮－西念 寺－愛染院－東福院－宗福寺－須賀 神社・ミニ博物館・三十六歌仙絵－本 性寺－田宮稲荷神社跡－一行院－滝 沢馬琴終焉の地－聖徳記念絵画館－ 明治神宮外苑 (約 5.0km)	四谷界限から神宮外苑にかけて の寺社をめぐるコースである。
	③	外周道路	聖徳記念絵画館を周回する延長約 1.3km の道路	フラット周回コースで、初心者 でも走りやすいジョギングコース として利用されている。
	④	イチョウ並木	明治神宮外苑の青山通り口から外苑 広場外周道路までの約 300m におよぶ 並木	春の芽生え、夏の青葉、秋の黄 葉、冬の裸木と、その人工自然 美の素晴らしさから、四季を通 じて都民に親しまれ、白亜の聖 徳記念絵画館を望むイチョウの 大木が作り出す景観の美しさ は、世界的に知られている。
	⑤	渋谷区將軍家ゆか りの地寺町の千駄 ヶ谷コース	千駄ヶ谷駅－国立能楽堂－鳩森八幡 神社－瑞円寺－聖輪寺－仙寿院－熊 野神社－外苑前駅 (所要時間約 60 分、 約 3.7km)	千駄ヶ谷界限の寺社をめぐるコ ースである。
	⑥	渋谷区エキサイテ ィングでおしゃれ な原宿とその界限 コース	原宿駅－東郷神社－旧渋谷川歩道－ 穩田神社－表参道ケヤキ並木－妙円 寺－原宿駅 (所要時間約 80 分、約 4.8km)	竹下通り～キャットストリート を通る原宿界限のコースであ る。
公園	⑦	明治公園 (四季の庭)	渋谷区千駄ヶ谷一丁目 (約 9,500m ²)	「緑の空間」として、季節の風 情が楽しめる。
	⑧	明治公園 (霞岳広場)	新宿区霞岳町七丁目 (約 16,000m ²)	旧国立競技場や神宮球場などの 周辺施設とともに大規模なイベ ント会場として活用されている。
	⑨	明治公園 (こもれびテラス)	新宿区霞岳町 (約 2,600m ²)	適度な木陰とベンチが設置され ており、休憩スポットとして人 気がある。
	⑩	かすみ児童遊園	新宿区霞ヶ丘町五丁目 (約 880m ²)	霞ヶ丘町に位置する街区公園。
広場	⑪	神宮外苑広場 (建国記念文庫)	新宿区霞ヶ丘町 (約 4,900m ²)	祝日「建国記念の日」の制定を 記念して建てられた。
	⑫	神宮外苑広場 (御観兵榎)	港区北青山一丁目 (約 20,000m ²)	明治神宮外苑の前身は青山練兵 場であり、観兵式などが行われ ていた。その際、明治天皇の御 座所は常にこの榎の大木の西側 に設けられていた。
	⑬	聖徳記念絵画館前 広場	新宿区霞ヶ丘町一丁目 (建物周辺敷地 として約 40,000m ²)	国の重要文化財に指定されてい る聖徳記念絵画館前の広場。池 の両脇に植えられているシロマ ツは、中国北西部原産のマツで、 日本では比較的珍しい。



<p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画地 区界 写真撮影地点 	<ul style="list-style-type: none"> 自然観察 休息 広場遊戯 施設遊戯 集会 周回道路等 	<div style="text-align: center;">  <p>Scale 1:10,000</p>  </div>
<ul style="list-style-type: none"> ①歴史と文化の散歩道(新宿コース) ②新宿区史跡めぐりコース(四ツ谷コース) ⑤渋谷区將軍家ゆかりの地寺町の千駄ヶ谷コース ⑥渋谷区エキサイティングでおしゃれな原宿とその界隈コース 		

図9.10-1 施設の状況



①東京都設定 歴史と文化の散歩道（新宿コース）



②新宿区史跡めぐりコース（四ツ谷コース）



③外周道路



④イチョウ並木



⑤渋谷区将軍家ゆかりの地寺町の千駄ヶ谷コース



⑥渋谷区エキサイティングでおしゃれな原宿とその界限コース



⑦明治公園（四季の庭）



⑧明治公園（霞岳広場）

写真 9.10-1(1) 自然との触れ合い活動の場の状況（平成27年3月時点）



⑨明治公園（こもれびテラス）



⑩かすみ児童遊園



⑪神宮外苑広場（建国記念文庫）



⑫神宮外苑広場（御観兵榎）



⑬聖徳記念絵画館前広場

写真 9.10-1(2) 自然との触れ合い活動の場の状況（平成27年3月時点）

イ. 自然との触れ合い活動の場が持つ機能

自然との触れ合い活動の場が持つ機能は、表 9.10-4(1)及び(2)に示すとおりである。

計画地周辺には、旧国立霞ヶ丘競技場、明治公園等、複数の施設が存在し、各施設内に広場、ベンチ、水飲み場、トイレ等が設置されている（平成 27 年 3 月時点）。

平日の利用形態としては、散歩が最も多く確認された。散歩に次いで、ジョギング・ランニング、通り抜け（通勤・通学）となっていた。

休日の利用形態としては、平日と同様であり、散歩が最も多かった。平日と比べ、特に正午及び夕方において、イチョウ並木やその他の広場で休息の利用が非常に多く見られた。また、学校公開があり、正午及び夕方において平日と同程度の通り抜けが確認された。

イチョウ並木等では 11 月中旬から 12 月上旬にかけて「いちょう祭り」が開催されており、例年 180 万人程度の来訪者が見られる。（写真 9.10-2 参照）

表 9.10-4(1) 自然との触れ合い活動の場が持つ機能

区分	番号	施設名	場が持つ機能
遊歩道、 道路	①	東京都設定 歴史と文化の 散歩道 (新宿コース)	東京都の設定する歴史と文化の散歩道として、新宿駅－新宿三丁目駅－四谷三丁目駅－信濃町駅－四ツ谷駅－赤坂見附駅－赤坂駅を結ぶ散歩道である。調査範囲内では、聖徳記念絵画館を含む明治神宮外苑の歩道が該当する。調査範囲内の場の利用として、散策、ジョギング・ランニング、サイクリング等の利用が見られる。
	②	新宿区史跡めぐり コース (四ツ谷コース)	新宿区の設定する史跡めぐりコースとして、千駄ヶ谷駅から四ツ谷駅を結ぶ散策路である。明治神宮外苑－聖徳記念絵画館－四谷寺町－迎賓館赤坂離宮－四ツ谷見附橋を結んでおり、調査範囲内では、聖徳記念絵画館を含む明治神宮外苑の歩道が該当する。調査範囲内の場の利用として、散策、ジョギング・ランニング、サイクリング等の利用が見られる。
	③	外周道路	外周道路は、聖徳記念絵画館とその南側の軟式球場を取り囲む都道 414 号線の約 1,300m の道路である。外周道路周辺は、都民の健康への寄与、都民の憩いの場である神宮の緑を排出ガスから守り、交通量削減をねらいとして、日曜・祝日には交通規制を行いサイクリングコースとして開放されているほか、皇居周辺と並ぶジョギング・ランニングコースとして利用がさかんである。
	④	イチョウ並木	青山通り口から明治神宮外苑中央広場外周道路に至る四並列の街路樹として植栽されたイチョウ並木は、四季折々の人工自然美と、聖徳記念絵画館を望む景観が都民に親しまれている。散歩や自然観察、歩道に設置されたベンチでの休息利用が見られほか、歩道内ではジョギング・ランニング、車道側ではサイクリング利用が見られる。毎年 11 月中旬～12 月上旬にかけて、「いちょう祭り」が開催されている。
	⑤	渋谷区将軍家ゆかり の地寺町の千駄ヶ谷 コース	渋谷区の設定する散策ルートのうち、千駄ヶ谷駅を起点として、国立能楽堂や鳩森八幡神社、仙寿院を経由して、外苑前駅に至る。計画地の西側に位置し、ルートの一部は明治公園（霞岳広場）と道路を隔てて隣接するが、全ては計画地外に位置している。
	⑥	渋谷区エキサイティ ングでおしゃれな原 宿とその界限コース	渋谷区の設定する散策ルートのうち、原宿駅を起点として主に東側を周回するルートである。計画地の南西側に位置し、ルートの全ては計画地外に位置している。

表 9.10-4(2) 自然との触れ合い活動の場が持つ機能（平成 27 年 3 月時点）

区分	番号	施設名	場が持つ機能
公園、 広場	⑦	明治公園 (四季の庭)	明治公園（四季の庭）は、ヤマザクラやカエデ等が植栽され、四季を感じることできる「緑の空間」であり、水道やトイレ、ベンチ等が設置されている。このため、庭園内の歩道は、自然観察や散策、休息等の利用が見られる。また、車道側の歩道では、ジョギング・ランニングの利用が見られる。
	⑧	明治公園 (霞岳広場)	明治公園（霞岳広場）は、アスファルト舗装された約 13,000m ² の広場で、水道やトイレ、自動販売機が設置されており、旧国立霞ヶ丘競技場や明治神宮野球場等の周辺施設とともに大規模なイベント会場として活用される。主に散策やジョギング・ランニング等の利用が多く見られる。
	⑨	明治公園 (こもれびテラス)	明治公園（こもれびテラス）は、芝地に適度な樹木が植栽され、木陰にベンチが設置されている。休息や犬の散歩等の利用が多く見られるほか、ジョギング・ランニング利用が多く見られる。
	⑩	かすみ児童遊園	かすみ児童遊園は、都営霞ヶ丘アパートに隣接し、遊具のほかベンチが設置され、樹木の植栽がある。東西に細長く面積は小さいことから、主に児童の遊び場であり、園内の散策や休息利用は見られない。隣接する歩道では、ジョギング・ランニング等の利用が見られる。
	⑪	神宮外苑広場 (建国記念文庫)	建国記念文庫の位置する広場は、イチョウやケヤキの高木が植栽され、遊歩道やベンチが整備された静かな緑地が広がっている。主に散策や休息、自然観察の利用が見られるほか、周囲の歩道では、散策、ジョギング・ランニング等の利用が多く見られる。
	⑫	神宮外苑広場 (御観兵榎)	御観兵榎の位置する広場は、イチョウ並木と北東端で連続し、カエデやツツジ等の植栽された緑地が広がっている。主に散策や休息、自然観察の利用が見られるほか、周囲の歩道は外周道路と隣接しており、散策、サイクリング、ジョギング・ランニング等の利用が多く見られる。
	⑬	聖徳記念絵画館前広場	聖徳記念絵画館は我が国最初期の美術館建築として国の重要文化財に指定されており、南側には道路と一体となった広場が広がっている。周辺は植栽された高木が立ち並び、散策、ジョギング・ランニング、自然観察の利用のほか、設置されたベンチでの休息が見られる。



イチョウ並木より聖徳記念絵画館方向を望む（平成 26 年 11 月 24 日撮影）

写真 9.10-2 いちょう祭り期間中の状況

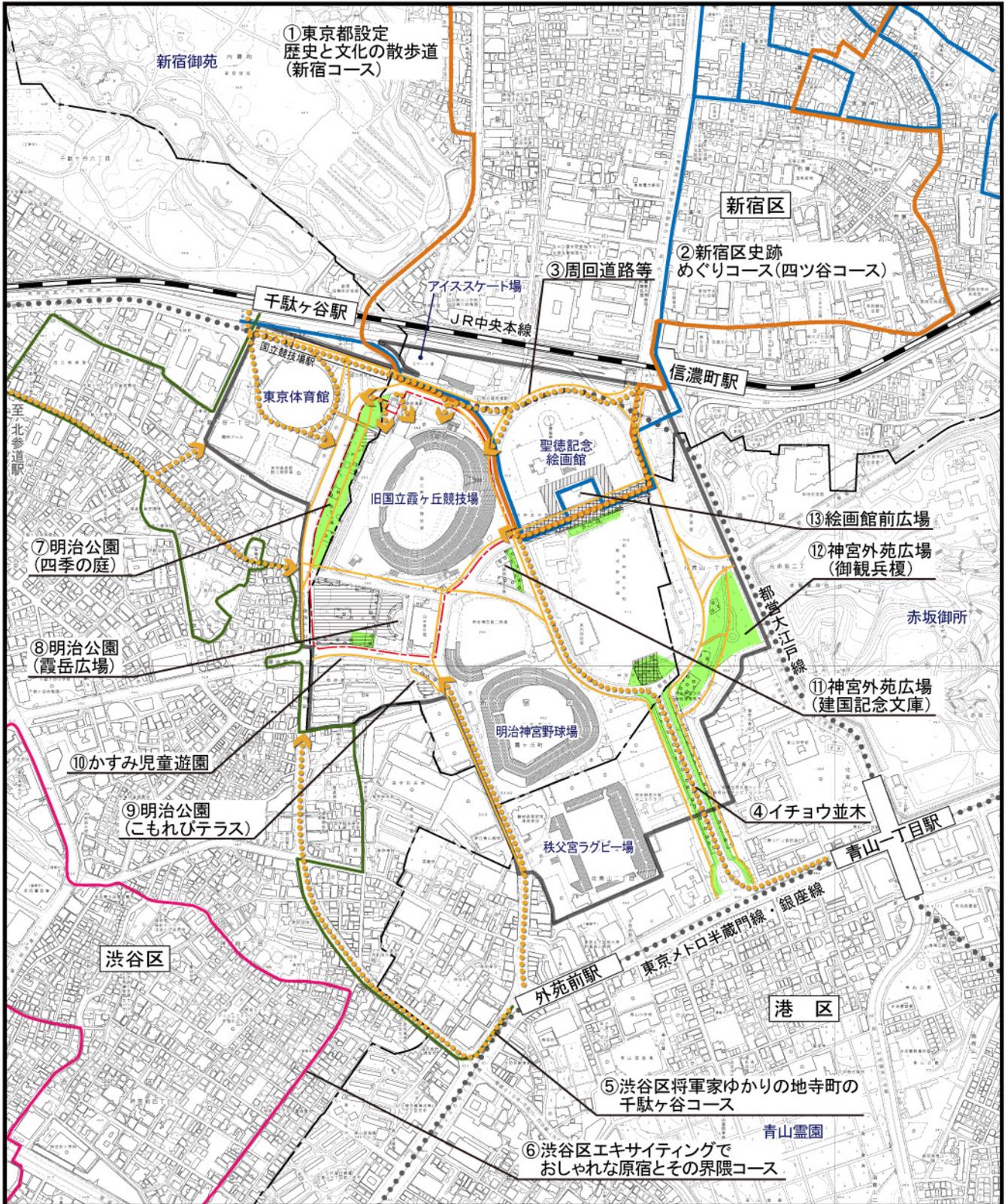
ウ. 自然との触れ合い活動の場までの利用経路

アクセス経路（歩行者動線計画）の状況は、「7.2.4 事業の基本計画（5）歩行者動線計画」（p.27 参照）に示したとおりである。

また、鉄道路線の各駅からのアクセス経路と所要時間は、表 9.10-5 及び図 9.10-2 に示すとおりである。

表 9.10-5 自然との触れ合い活動の場までの利用経路の状況（平成 27 年 3 月時点）

区分	番号	施設名	駅名	距離	標準所要時間
遊歩道、 道路	①	東京都設定 歴史と文化の 散歩道（新宿コース）	信濃町駅	70m	約 1 分
			千駄ヶ谷駅	50m	約 1 分
	②	新宿区史跡めぐりコース （四ツ谷コース）	信濃町駅	70m	約 1 分
			千駄ヶ谷駅	50m	約 1 分
	③	外周道路	信濃町駅	200m	約 3 分
			青山一丁目駅	600m	約 7 分
④	イチョウ並木	青山一丁目駅	300m	約 3 分	
⑤	渋谷区将軍家ゆかりの地寺町の 千駄ヶ谷コース	千駄ヶ谷駅	0m	0 分	
		外苑前駅	0m	0 分	
⑥	渋谷区エキサイティングでおし ゃれな原宿とその界限コース	外苑前駅	550m	約 6 分	
公園	⑦	明治公園（四季の庭）	信濃町駅	450m	約 6 分
			北参道駅	850m	約 10 分
	⑧	明治公園（霞岳広場）	千駄ヶ谷駅	900m	約 11 分
⑨	明治公園（こもれびテラス）	外苑前駅	850m	約 10 分	
			1.0km	約 12 分	
⑩	かすみ児童遊園	外苑前駅	900m	約 11 分	
広場	⑪	神宮外苑 広場（建国記念文庫）	青山一丁目駅	1.0km	約 12 分
	⑫	神宮外苑 広場（御観兵榎）	青山一丁目駅	800m	約 10 分
	⑬	聖徳記念絵画館前広場	信濃町駅	450m	約 6 分



凡例	<ul style="list-style-type: none"> 自然観察 休息 広場遊戯 施設遊戯 集会 周回道路等
 計画地	 区界
← 歩行者動線	 JR
 地下鉄	 ①歴史と文化の散歩道(新宿コース)
	 ②新宿区史跡めぐりコース(四ツ谷コース)
	 ⑤渋谷区将軍家ゆかりの地寺町の千駄ヶ谷コース
	 ⑥渋谷区エキサイティングでおしゃれな原宿とその界隈コース

注) 施設名等は、平成27年3月時点。

Scale 1:10,000

図9.10-2 自然との触れ合い活動の場までの利用経路

2) 地形等の状況

地形の状況は、「9.1 大気等 9.1.1 現況調査 (4)調査結果 3)地形及び地物の状況」(p.90 参照)に示したとおりである。計画地東側は、武蔵野台地東部の淀橋台と呼ばれる洪積台地(下末吉段丘)を造成した地形となっている。計画地西側は、かつての渋谷川(稲田川ともいう。)に沿って低地が形成され、低地部のほとんどは埋立てにより平坦化された人為的な改変を受けた地形となっている。また、計画地内の東西の高低差は約7~8mである。計画地やその周辺には、明治神宮外苑、新宿御苑、赤坂御所等のまとまった樹林地が存在している。

3) 土地利用の状況

土地利用の状況は、「9.1 大気等 9.1.1 現況調査 (4)調査結果 4)土地利用の状況」(p.90 参照)に示したとおりである。計画地及びその周辺の土地利用としては、事務所建築物や教育施設、集合住宅、スポーツ・興行施設、公園、運動場などの混合用途の市街地となっている。

4) 法令等による基準等

自然との触れ合い活動の場に関する法令等については、表9.10-6に示すとおりである。

表 9.10-6 自然との触れ合い活動の場に関する法令等

法令・条例等	責務等
都市公園法 (昭和31年法律第79号)	(目的) 第一条 この法律は、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。 (都市公園の管理) 第二条の三 都市公園の管理は、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が行う。
都市緑地法 (昭和48年法律第72号)	(目的) 第一条 この法律は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。 (国及び地方公共団体の任務等) 第二条 国及び地方公共団体は、都市における緑地が住民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、都市における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する措置を講じなければならない。 (緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画) 第四条 市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めることができる。
都市計画法 (昭和43年法律第100号)	(目的) 第一条 この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。 (国、地方公共団体及び住民の責務) 第三条 国及び地方公共団体は、都市の整備、開発その他都市計画の適切な遂行に努めなければならない。

5) 東京都等の計画等の状況

自然との触れ合い活動の場に関する東京都等の計画等については、表 9.10-7 に示すとおりである。

表 9.10-7 自然との触れ合い活動の場に関する計画等

関係計画等	目標・施策等
東京都市計画地区計画 神宮外苑地区地区計画	<p>(地区計画の目標)</p> <p>本地区は、大正期に整備された神宮外苑の都市構造を基盤として風格ある景観内樹林による豊かな自然環境を有している。また、昭和 39 年の東京オリンピックの主会場となった国立霞ヶ丘競技場をはじめとした日本を代表するスポーツ施設が多く集積し、国民や競技者に親しむ一大拠点形成している地区であり日本を代表するスポーツ施設が多く集積し、国民や競技者に親しむ一大拠点形成している地区であり「2020 年の東京」計画(2011 年 12 月策定)において、「スポーツクラスター」として、集客力の高いにぎわいと活力のあるまち再生が方向付けられている。</p> <p>今後、国立霞ヶ丘競技場の建替を契機として、地区内のスポーツ施設等建替を促進し、国内外から多くの人々が訪れる世界的競技大会の開催可能となるスポーツ拠点を創造する。また、神宮外苑イチョウ並木から明治神宮聖徳記念絵画館を正面に臨む首都東京の象徴となる景観を保全するとともに、神外苑地区一帯において緑豊かな景観を正面に臨む首都東京の象徴となる景観保全、神外苑地区一帯において緑豊かな景観の創出、バリアフリー化された歩行者空間整備など成熟した都市・東京の新しい魅力となるまちづくりを推進する。</p> <p>(後略)</p>
新宿区都市マスタープラン (平成 19 年 12 月新宿区)	<p>(四谷地域まちづくり方針)</p> <p>○水とみどりのネットワークの形成を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新宿御苑から明治神宮外苑、外濠に至る歩行系幹線道における街路樹の充実等を行い、住民と協働で、みどりの創出を図る。 ・新宿御苑、明治神宮外苑などの大規模公園を核とし、周辺地域へみどりが広がるよう、地区計画や景観計画等の制度の活用を検討する。

9.10.2 予測

(1) 予測事項

予測事項は以下に示すとおりとした。

- 1) 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度
- 2) 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度
- 3) 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、東京 2020 大会の実施に伴う建設工事、競技の実施等において、自然との触れ合い活動の場及び自然との触れ合い活動に変化が生じると思われる時点とし大会開催前、大会開催中、大会開催後のそれぞれ代表的な時点又は期間のうち、大会開催前、大会開催後とした。

(3) 予測地域

予測地域は、計画地及びその周辺とした。

(4) 予測手法

予測手法は、自然との触れ合い活動の場の位置、区域及び分布状況並びに活動内容と東京 2020 大会計画とを比較（重ね合わせなど）する方法によった。

(5) 予測結果

1) 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度

事業の実施により、旧明治公園（四季の庭）と旧明治公園（霞岳広場）の自然との触れ合いの活動の場が改変される。

計画地周辺の自然との触れ合い活動の場は、事業の実施により直接改変されることはなく、明治神宮外苑の樹林地やイチョウ並木における散策、休息や自然観察、外周道路におけるサイクリング、ジョギング・ランニング等の自然との触れ合い活動の場は維持されるものとする。

計画地にはペDESTリアンデッキを整備し、隣接する東京体育館や計画地南側に新たに整備される公園との立体的な歩行者ネットワークが有効に機能する計画としている。また、既存樹の移植も含めた緑豊かな歩道状空を整備し、隣接する聖徳記念絵画館等の緑との連続性に配慮する計画としており、「大地の杜」として、周囲の多様なみどりの景観に合わせ、聖徳記念絵画館外周などのまとまった緑に隣接する計画地東・北側は階層構造の樹林構成の緑地とし隣接する緑との連続する緑を創出（「深緑の杜」）、広いオープンスペースの南側は大地に大樹となる樹木を植栽し大きな緑が人を迎え入れる空間を創出（「大樹の里庭」）、街に隣接する西側は渋谷川の記憶の継承と親しみのある里庭の景観を創出（「水辺の里庭」）することで周囲の多様な景観との調和を図る計画としている。（図 7.2-12 緑化ゾーニング図（p.36）参照）。

新たに整備される西側ゾーン1階上部の「せせらぎ」により創出される水景は、モミジ等の落葉樹で四季を演出し、ソヨゴ等の常緑樹で周辺建物への視線を防ぐとともに、せせらぎ沿いはミソハギ等の水生植物で彩を添える計画としている。また、計画建築物5階に創出される空中庭園「空の杜」は、ススキや彩りある草花、花木を連続させ、計画地の原風景のおおらかさを想起させる空中の庭園を整備する計画としている（図 7.2-14 イメージ図（p.36）参照）。これらの空間は、新たな自然との触れ合い活動の場として、周辺の自然との触れ合い活動の場とともに利用されるものと予測する。



出典：(独) 日本スポーツ振興センター提供資料

図9.10-3 「空の杜」の整備イメージ

2) 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度

施設の建設における、周辺地域の自然との触れ合い活動の阻害要因としては、建設機械の稼働に伴う大気汚染、騒音・振動、工事用車両の走行に伴う影響が考えられる。建設機械の稼働に伴う大気汚染等については、「9.1 大気等」、「9.7 騒音・振動」に示したとおり、各種のミティゲーションを実施することにより、その影響を低減する。工事用車両の走行に関しては、周辺における自然との触れ合い活動の場の多くが存在する計画地東側に配慮し、明治神宮外苑内（イチョウ並木）を走行しない計画としている。

計画地に隣接する明治神宮外苑では、散歩や自然観察、休息、ジョギング・ランニング等の自然との触れ合い活動が日常的に行われている。事業の実施により、計画地周辺の自然との触れ合い活動の場を直接改変することはないため、周辺地域における自然との触れ合い活動は継続されると予測する。

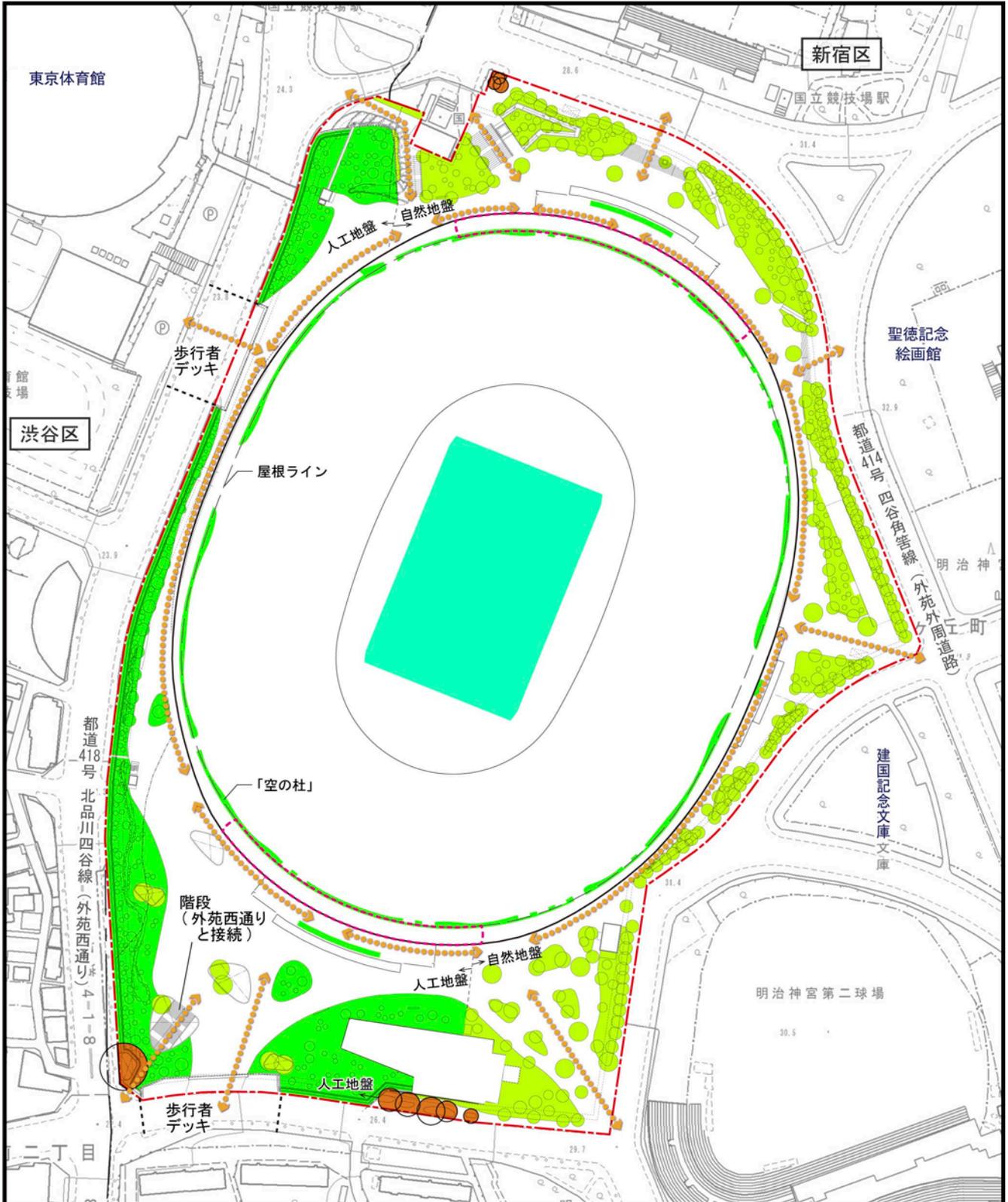
計画地にはペDESTリアンデッキを整備し、隣接する東京体育館や計画地南側に新たに整備される公園との立体的な歩行者ネットワークが有効に機能する計画としている。また、既存樹の移植も含めた緑豊かな歩道状空地を整備し、隣接する聖徳記念絵画館等の緑との連続性に配慮する計画としている。

計画建築物5階には外部から行き来できる空中庭園「空の杜」として、ススキや彩りある草花、花木を連続させ、計画地の原風景のおおらかさを想起させる空間を整備する計画としている。また、新たに整備される西側ゾーン1階上部の「せせらぎ」には、モミジ等の植栽により四季を演出し、せせらぎ沿いに水生植物を植栽する等、彩り豊かな里庭として自然と親しむ憩いの空間を創出する計画としていることから、周辺の自然との触れ合い活動も含めた利用者の利便性が向上するものと予測する。

3) 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

施設の建設に伴う工事用車両の走行に伴い、自然との触れ合い活動の場までの利用経路に影響を及ぼすおそれがあるが、周辺の自然との触れ合い活動の場の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう、工事用車両の出入り口には交通整理員を配置する予定である。

計画地にはペDESTリアンデッキを整備し、隣接する東京体育館や計画地南側に新たに整備される公園との立体的な歩行者ネットワークが有効に機能する計画としている。また、既存樹の移植も含めた緑豊かな歩道状空地を整備により、歩行者動線と車両動線とを分離した安全で快適な歩行者ネットワークが構築されるものと予測する。



凡例

- | | | | |
|--|---------------|--|-----------|
| | 計画地 | | 地上部緑化(新規) |
| | 区界 | | 地上部緑化(残存) |
| | 歩行者動線 | | 建築物上緑化 |
| | 「空の柱」へのアクセス場所 | | その他の緑化 |



Scale 1:2,500



図 9.10-4

歩行者動線計画図 (施設周辺)

注 1) (独)日本スポーツ振興センターへのヒヤリングに基づき作成
 2) 緑化計画については、関係機関との協議により決定するものとする。

9.10.3 ミティゲーション

(1) 予測に反映した措置

- ・計画地にはペDESTリアンデッキを整備し、隣接する東京体育館や計画地南側に新たに整備される公園との立体的な歩行者ネットワークが有効に機能する計画としている。また、既存樹の移植も含めた緑豊かな歩道状空地进行整備し、施設利用者、地域住民等が活用できる回遊性が高く、安全で快適な歩行者ネットワークを創出する計画としている。(図9.10-4参照)
- ・計画建築物5階には、計画地内の南北2箇所からエスカレーター(1~4階)及び階段(1~5階)、またはエレベーターで行き来できる空中庭園「空の杜」として、ススキや彩りある草花、花木を連続させ、計画地の原風景のおおらかさを想起させる空間を整備する計画としている。
- ・工事用車両の出入り口には交通整理員を配置する予定とし、周辺の自然との触れ合い活動の場の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮する計画としている。
- ・西側ゾーン1階ペDESTリアンデッキには「せせらぎ」により水景を創出し、渋谷川の記憶を継承する計画としている。ペDESTリアンデッキ上部の「せせらぎ」には、モミジ等の植栽により四季を演出し、せせらぎ沿いに水生植物を植栽する等、彩り豊かな里庭として自然と親しむ憩いの空間を創出する計画としている。(図7.2-14 イメージ図(p.36)参照)

(2) 予測に反映しなかった措置

- ・工事用車両の集中稼働を行わないよう、可能な限り工事工程の平準化に努める計画としている。
- ・工事用車両の走行に当たっては、規制速度の遵守等安全走行の徹底、市街地での待機や違法駐車をすることがないように、運転者への指導を徹底する。
- ・歩行者、自転車、一般車両等の優先の徹底、交差点進入時、右左折時における歩行者、自転車等の安全確認の徹底等の交通安全教育を工事用車両運転者に対して徹底する。
- ・1964年東京オリンピックレガシーである記念作品等については、敷地内に再設置を行う計画としている。
- ・明治神宮外苑等の周辺施設管理者との情報共有により、周辺の自然との触れ合い活動の場を含めた情報提供に努める。

9.10.4 評価

(1) 評価の指標

評価の指標は、自然との触れ合い活動の場及び自然との触れ合い活動の現況とした。

(2) 評価の結果

1) 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度

事業の実施により、旧明治公園(四季の庭)と旧明治公園(霞岳広場)の自然との触れ合いの活動の場が改変されるものの、大会開催後は、計画地にはペDESTリアンデッキを整備し、隣接する東京体育館や計画地南側に新たに整備される公園との立体的な歩行者ネットワークが有効に機能する計画としている。また、既存樹の移植も含めた緑豊かな歩道状空地や、新たに西側ゾーン1階上部に整備される「せせらぎ」により創出される水景や計画建築物5階に創出される空中庭園「空の杜」は、新たな自然との触れ合い活動の場として、周辺の自然との触れ合い活動の場とともに利用されるものとする。

計画地周辺の自然との触れ合い活動の場は、事業の実施により直接改変されることはなく、明治神宮外苑の樹林地やイチョウ並木における散策、休息や自然観察、外周道路におけるサイクリングやジョギング等の自然との触れ合い活動の場は維持されるものとする。

以上のことから、現況の計画地内の自然との触れ合い活動の場が改変されるものの、開催後には新たな自然との触れ合い活動の場が創出され、周辺の自然との触れ合い活動の場とともに一体的に利用されると考えられ、評価の指標を満足するものとする。

2) 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度

施設の建設に伴う建設機械の稼働、工事用車両の走行により、計画地周辺における自然との触れ合い活動が阻害されるおそれがあるが、建設機械の平準化等のミティゲーションを実施することにより、その影響を低減する。

計画地を含めた明治神宮外苑では、散歩や自然観察、休息、ジョギング・ランニング等の自然との触れ合い活動が日常的に行われている。事業の実施により、計画地周辺の自然との触れ合い活動の場を直接改変することはないため、周辺地域における自然との触れ合い活動は継続される。また、計画地にはペDESTリアンデッキを整備し、隣接する東京体育館や計画地南側に新たに整備される公園との立体的な歩行者ネットワークが有効に機能する計画としている。また、既存樹の移植も含めた緑豊かな歩道状空地のほか、空中庭園「空の杜」や「せせらぎ」の植栽により創出される彩り豊かな憩いの空間は、隣接する聖徳記念絵画館の緑等とともにネットワークが構築されるとともに、周辺施設管理者との情報共有を図ることにより、周辺の自然との触れ合い活動も含めた利用者の利便性が向上するものとする。

以上のことから、計画地内に新たに創出される自然との触れ合い活動の場は、周辺の自然との触れ合い活動の場とともに、その活動を促進することから、評価の指標を満足するものとする。

3) 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

施設の建設に伴う工事用車両の走行により、自然との触れ合い活動の場までの利用経路に影響を及ぼすおそれがあるが、周辺の自然との触れ合い活動の場の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう、工事用車両の出入り口には交通整理員を配置する予定である。

また、事業の実施に伴い、計画地にはペDESTリアンデッキを整備し、隣接する東京体育館や計画地南側に新たに整備される公園との立体的な歩行者ネットワークが有効に機能する計画としている。また、既存樹の移植も含めた緑豊かな歩道状空地の整備により、歩行者動線と車両動線とを分離した安全で快適な歩行者ネットワークが構築されるものとする。

以上のことから、周辺の自然との触れ合い活動の場までの利用経路は充実し、評価の指標を満足するものとする。

